



## 第33回

# 東京大学医学教育セミナー

## 客観性のある臨床技能評価とは： 医師国家試験改革への展望

医師法第9条は、「医師国家試験は、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。」と謳っているが、現状の医師国家試験が技能を評価できているかは甚だしく疑問である。どのような点が課題になるのか、米国や韓国など臨床技能評価を採り入れた国々はどう対処したのかといった点を包括的に論じ、今後の展望を明らかにしたい。



### 大西 弘高

東京大学  
医学教育国際協力研究センター 講師

2011年4月28日(木) 18:00～19:30

東京大学医学部図書館3階 333会議室

#### 問い合わせ先

東京大学医学教育国際協力研究センター

担当:大西・秋山

TEL:03-5841-3583

E-mail:ircme-lec@m.u-tokyo.ac.jp

URL: www.ircme.u-tokyo.ac.jp

※参加費無料・事前申込不要